

上ノ国町内の家屋を解体するために必要な書類や手続きについて

1. 届出が必要な建物：固定資産税の課税対象となっている全ての建物
2. 必要な手続

【発注者：家の解体を業者へ注文する者、解体工事業者：解体工事を請け負う者】

手続きの時期	期限	手続きの種類	手続き先	手続きできる者
解体工事の前	2週間ほど前までに	電気・電話の撤去依頼	契約している電力会社 電話会社	発注者
	速やかに	し尿汲み取りの依頼	清掃業者	発注者又は解体工事業者
		(上水道施設の除却) 給水装置工事申込書 (下水道施設の除却) 排水設備等計画確認申請	役場水道課	発注者又は解体工事業者 (除却は町の登録業者に限りです)
		建築物除却届 (※床面積 10 m ² 以上の除却工事の場合)	役場施設課 土木建築グループ	発注者又は解体工事業者
	7日前	建設リサイクル法の届出 (※延べ床面積 80 m ² (約 24坪)以上の建物)	役場施設課 土木建築グループ	発注者又は解体工事業者
数日前	道路使用許可 (※必要に応じて)	函館方面本部江差警察署	解体工事業者	
解体工事の後	速やかに	(上水道・下水道) 完了届・水道メーター返却届		発注者又は解体工事業者
		固定資産税家屋滅失申請 (未登記の建物のみ)	役場財政課 税務グループ	発注者又は代理の者
	1ヶ月以内	建物滅失登記 (登記済みの建物のみ)	函館地方 務局江差支局	発注者又は土地家屋調査士

上ノ国町内の家屋の解体工事業者名簿

【建築一式工事業又は解体工事業を有し、掲載の同意を得た者

(平成 31 年 5 月 31 日までは経過措置でとび・土工事業を含む)】

- ※ 下記の業者は一括して手続の代行も引受け可能です(※ 法務局の手続は除く)
- ※ 下記の業者は一括して家屋の解体工事を受注可能です。
- ※ 上・下水道部分の除却が必要な場合は解体工事業者とご相談願います。
- ※ 町は、交渉や契約等のあっせん・仲介は行いません。また、交渉や契約等に関するトラブルについても町は関与しませんので、当事者間で解決していただくようお願いいたします。

(平成 30 年 1 月 22 日現在 : 五十音順)

名称	よみ	所在地	電話 市外局番 (0139)	給水装置工 事業登録/ 排水設備指 定工事業登 録
(有)飯川建設	いいかわけんせつ	北村 236 番地	55-2631	排水
(株)市山工務店	いちやまこうむてん	北村 156 番地 1	55-1175	給水・排水
(株)カイト	かいと	大留 122 番地	55-2511	給水・排水
(有)叶建設工業	かのうけんせつこうぎょう	桂岡 400 番地	55-1503	給水・排水
京谷建設工業(株)	きょうやけんせつこうぎょう	中須田 5 番地	55-3756	給水・排水
(株)草間建設工業	くさまけんせつこうぎょう	扇石 560 番地	58-5055	給水・排水
(株)小林建設	こばやしけんせつ	大留 151 番地	55-2038	給水・排水
(株)杉野商事	すぎのしょうじ	早瀬 299 番地	55-4661	--
(株)道栄	どうえい	小安在 57 番地	58-5662	給水・排水
(有)中村建設	なかむらけんせつ	勝山 11 番地	55-2706	排水
(有)光土建	ひかりどけん	中須田 513 番地 3	55-2305	給水・排水
(株)久末建設工業	ひさすえけんせつこうぎょう	中須田 454 番地 5	55-2146	排水
豊成建設(株)	ほうせいけんせつ	北村 167 番地 1	55-3377	給水・排水
(株)丸善建設	まるぜんけんせつ	中須田 915 番地 4	55-2218	排水
(株)若狭組	わかさぐみ	大留 140 番地 2	55-2141	給水・排水
若松建設(株)	わかまつけんせつ	中須田 762 番地	55-2382	排水